事業主の皆様へ

那覇市企画財務部市民税課

給与支払報告書の eLTAX(エルタックス)による提出について

本市の税務行政については、日ごろから格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、毎年 1 月 31 日までにご提出いただいている給与支払報告書について、eLTAX による提出を推進しております。

eLTAX とは、地方公共団体が共同で運営するインターネットを利用した地方税の電子申告システムのことで、オフィス等のパソコンからインターネットを通じて、給与支払報告書の提出を簡単に行うことが可能です。是非 eLTAX の利用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

- ◆ eLTAX ポータルサイト　https://www.eltax.lta.go.jp/
- ◆ eLTAX ヘルプデスク　　０５７０－０８１４５９（平日９時～17 時）

給与支払報告書等の電子的提出の義務化について

令和 3（2021）年 1 月以後に提出する給与支払報告書からは **100 枚以上（改正前：1,000 枚以上）**であるときは、ｅＬＴＡＸ等による提出が義務付けられました。

これにより、令和 4（2022）年に税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が 100 枚以上の事業主におかれましては、令和 6 年度（2024 年度）の給与支払報告書はｅＬＴＡＸ等により提出する必要があります。※光ディスクよりもｅＬＴＡＸの方が利便性が高いため那覇市ではｅＬＴＡＸをおすすめしています。

eLTAX での特別徴収税額通知の受取方法が変わります！

以前より、eLTAX にて特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データ受取を利用されている事業者は、その受取方法が変わります。また、令和６年度より特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データでの受取が始まります。今後は紙（正本）か電子データ（正本）どちらかでの受取になり、両方を受取はできなくなります。詳細は eLTAX ポータルサイトやヘルプデスクでご確認ください。

（1）　特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データ(副本)が廃止されます。

現　在	令和6年度から①②のいずれかを選択
① 紙(正本)を郵送で受け取る ② 電子データ(正本)をeLTAXで受け取る ③ 紙(正本)を郵送で受取、電子データ(副本)をeLTAXで受け取る	① 紙(正本)を郵送で受け取る ② 電子データ(正本)をeLTAXで受け取る

（2）　特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ(正本)での受取が始まります。

現　在	令和6年度から①②のいずれかを選択
① 紙(正本)を郵送で受け取る	① 紙(正本)を郵送で受け取る NEW ② 電子データ(正本)をeLTAXで受け取る

(参考)特別徴収税額通知の受取パターン

パターン	特別徴収義務者用	納税義務者用
①	紙（正本）	紙（正本）
②	紙（正本）	電子（正本）
③	電子（正本）	紙（正本）
④	電子（正本）	電子（正本）